

第3回岩泉町農業委員会総会会議録

令和2年9月24日

岩泉町農業委員会

第3回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年9月24日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（6名）

1番 早川ケン子 委員
4番 茂木 素子 委員
6番 佐藤 安美 委員

2番 工藤 幸雄 委員
5番 三田地泰正 委員
7番 合砂 哲夫 委員

欠席委員（1名）

3番 武田 健 委員

出席した農地利用最適化推進委員（5名）

佐々木喜道 委員
加藤 榮喜 委員
上川 富久 委員

瀬川 隆治 委員
川端 光江 委員

出席した職員

局 長 佐々木修二
副 主 幹 八重樫泰長

局長補佐 佐藤 太一

◎開 会

(午前10時00分)

佐々木事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第3回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、2番、工藤幸雄委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございました。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第3回の総会ということで、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

また、過日行われました非農地判断の際には大変ご苦労さまでございました。今日は、そのためにたくさんの資料があって、事前に配付しているわけですが、よろしくお願いいたしますと思います。

また、秋の収穫時期に入りまして、また天気がちょっと続いて大変ではございますが、台風については若干それたような気もしておりますけれども、これからの天候というのに心配しながらの農作業ということで、大変ご苦労さまでございます。

今日は、案件につきましては非常に少ないわけですが、ひとつ皆さん方から忌憚のないご意見を出していただいて進行してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

佐々木事務局長 ありがとうございました。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり、議事を進行することとなっておりますので、以降の進行につきましては合砂会長をお願いいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員は、武田委員の1名です。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第3回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に4番、茂木委員、5番、三田地委員を指名いたします。

◎会議書記指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に八重樫副主幹を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてであります。提案しております耕作放棄地の農地・非農地の判断についての審査件数は40件であります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 佐藤主幹。

佐藤主幹兼事務局長補佐 それでは、座ったままご説明させていただきます。

事前に配付しております議案書の1ページをお開きください。議案第1号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について。国の耕作放棄地全体調査要領に基づき、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表に記載されている耕作放棄地のうち、農地・非農地の判断対象地に関し、農地法第2条第1項に規定する農地か否かについての判断を求める。令和2年9月24日提出、岩泉町農業委員長、合砂哲夫。

審議番号1、非農地判断対象地所有者の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※※※、※※※※。土地の所在地番、地目、面積、※※※※※※※※※※※※※※、畑、※※m²。令和2年9月2日に佐々木喜道農地利用最適化推進委員、事務局担当の計3名で現地調査を実施した結果、調査に参加した全員、非農地との意見で一致したものです。

附属の資料に現況図、現況写真を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、審議番号2から審議番号40までにつきましても、2ページから22ページまでに記載のとおりであります。事前に議案書、附属資料を配付しておりますので、個々の説明につきましても割愛させていただきます。

それでは、22ページをお開きください。最終ページになります。今回の農地判断対象地のうち、現地確認を終えて非農地と判断したものは※筆、※※m²であります。

この議案に係る議決について補足説明をいたします。耕作放棄地対策の一環といたしまして、平成20年度から農林水産省が定めた調査要領に基づき、毎年耕作放棄地調査を実施しております。この調査により、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、またはその土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用できないと見込まれると確認した土地については、農業委員会において農地法の対象となる農地として取り扱うか否かの判断を行うことになったものであります。

今回の判断対象農地は、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地、再生可能と分類しているものの所有者の意向を調査した結果、再確認が必要と認められた土地を抽出して調査したものです。

なお、今年度推進委員に調査をお願いしております荒廃農地のうち、再生可能分類から再生不能分類に移行してきた土地についての非農地判断については、次月以降に行う予定でありますので、よろしくお願いいたします。

本日は、農業委員、農地利用最適化推進委員に現地調査を行っていただいた結果、農地として判定した※筆、※※m²を除いた※筆、※※m²を非農地判断することについてお諮りするものであります。

以上で議案第1号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、これより質疑に入ります。委員の皆様に申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いいたします。

続きまして、推進委員に申し上げます。推進委員も現地調査の有無にかかわらず、全ての議案の質疑において発言することができますので、発言の際は座席の名札に記載されている番号を言ってから発言をお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 審議番号8について確認の意味でお伺いしますが、所有者の氏名は間違いないのか、確認をお願いします。

議 長 佐藤主幹。

佐藤主幹兼事務局長補佐 現在つかんでいる方が※※※※さんになっておりますが。

5番三田地委員 この人は生きているが、亡くなった人は違うのではないか、※※※※でなかったかなと確認したが、これ見せてもらって、事前に。大丈夫、これで。

佐藤主幹兼事務局長補佐 では、ちょっと台帳、戸籍のほうで確認して、亡ということとで上がっていたので使っていましたけれども、ちょっともう一回確認させていただきます。

5番三田地委員 申し訳ない。

佐藤主幹兼事務局長補佐 そのときにはこの方が生きていれば、登記簿名義がこの方であれば、それこそ所有者の名義も※※※※さんではなくて、この人になると思いますので、ちょっとこれは確認させていただきますので。

議 長 では、その確認をよろしくをお願いします。

5番三田地委員 あとについては、調査者の意見については了としますので。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声)

代替地として農地を譲り渡す。契約の内容は、売買による所有権移転です。経営の状況は記載のとおりです。

24ページをお開き願います。許可基準審査票です。1の当事者の氏名から3、移動する権利の種類までは記載のとおりです。

続きまして、農地法第3条第2項の審査内容ですが、第1号につきましては農地として利用することから、不耕作目的による権利取得に該当しないため、問題はありません。第2号は、法人ではないため、該当しません。第3号は、信託の引き受けではないため、該当しません。第4号につきましては、専業従事者1名、兼業従事者2名となり、当該申請地で稲作を行う計画であることから、従事日数は十分に確保できると判断いたしましたので、問題ありません。第5号は、譲受人は既に10ha以上農地を所有しており、今回の許可申請を含め、下限面積の基準を満たしているため、問題はありません。第6号は、所有権を有するための売買であるため、該当しません。第7号につきましては、地域の農業者であり、地域と協力して効率的に営業することとしているため、問題はありません。よって、農地法第3条第2項に定める禁止事項に全て該当しないため、許可できる内容となっております。

25ページには現況図を添付しております。現地確認については、9月10日に農地利用最適化推進委員の竹花和彦推進委員、加藤榮喜推進委員にお願いして実施しており、両者からは申請内容、営農計画は問題ないとのことをご意見を頂戴しております。

以上で議案第2号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。提案しております許可申請は、農家住宅建築に関するもの1件となります。
詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、引き続き座らせて説明させていただくことをお許しくささい。

26ページをお開き願います。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求めます。
令和2年9月24日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号1でございます。申請人の住所、氏名、※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※、※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※※※※※※※、台帳地目、現況地目は畑で、面積は※㎡です。耕作状況は野菜類です。

転用の事由ですけれども、農家住宅を建築するもので、永久転用です。施設の規模は、居宅※※㎡、庭、通路※※㎡、のり面※※㎡、駐車スペース※※㎡、農作業スペース※※㎡、合計※※㎡です。

なお、当該地は農業振興地域の農用地区域でありましたが、令和2年8月31日付公示により農用地区域から除外されております。

次に、27ページをお開き願います。許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は記載のとおりです。5の用地選定の当否ですが、農業振興地域ですが農用地区域外であり、周囲は宅地、畑、山林に囲まれ、小集団で生産力が低い農地であると判断されます。したがって、転用による周囲へ支障を及ぼすおそれがないと思われることから、許可できるものです。6の申請目的の確実性ですが、工事計画は令和2年10月から令和3年2月までとなっており、資金計画については金融機関の残高証明が添付されており、計画に見合う資金の裏づけがあることから、確実性はある

と判断しました。7の計画面積ですが、施設内の配置内容と事業計画書の内容から、転用面積は妥当であると判断しました。8の位置については、周囲の状況は宅地、畑、山林となっておりますが、周辺農地の営農に支障がない計画であることから、位置的な問題はないと判断しました。

28ページには現況図、29ページには配置図、30ページには平面図をそれぞれ添付しております。

なお、現地確認は5月12日に農地利用最適化推進委員の佐々木喜道推進委員、箱石善一推進委員にお願いして実施しており、両者からは問題ないとの意見を頂戴しております。

以上で第3号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、工藤委員。

2番工藤委員 こういう場合、ちょっと聞きたいのだけれども、面積が※で、建坪と
いうか、敷地が※※。※多いのは、これはどういうことなのですか。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 お答えいたします。

農地は、表示は小数点以上、整数での表示となっております。ただ、住宅とかそういう宅地等は小数点第2位まで表示することとなっておりますので、このところ、土地の表示は※とありますけれども、この下に※※という数字が入るとご理解いただきたいと思ひます。

議長 よろしいですか。

2番工藤委員 何だか分からないな。

八重樫副主幹 農地のほうの表示は、小数点は必要ないとなっておりますので。

ただ、建物とか何かのほうは小数点第2位までという表示となっておりますので、こういう表示方法となっております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。
議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

(議長、ここで発言を求めますの声)

佐藤主幹兼事務局長補佐 先ほどの議案第1号ですけれども、5番委員からご指摘をいただきました5ページの審議番号8、※※※※さん、それから※※※※※さんの件ですけれども、今農家台帳の登記を確認してまいりました。ご指摘のとおり※※※※さんは生存者なので、うちのほうで「亡」としてしまったようですけれども、現在確認しましたところ、※※※※さんではなくて、所有者は※※※※さんでございます。年齢59歳です。今資料、すぐ作ってまいりますので、ここで差し替えさせていただきますてよろしいでしょうか。

議長 はい。

(資料の配付)

◎議案第4号

議長 それでは次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、一般住宅建築に関するもの1件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、座らせていただいて説明させていただきます。

31ページをお開き願います。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求める。令和2年9月24日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号1でございます。申請人の住所、氏名、譲受人、※※※※※※※※※※※※、※※※※※、譲渡人、※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※※※※※、台帳地目は畑で、面積は※m²です。耕作状況は、野菜を耕作しております。転用の事由ですが、個人住宅建築のための永久転用です。契約の内容は使用貸借です。施設の内訳は、居宅が※※m²、駐車場が※m²、通路、庭等が※※m²の合計※m²です。

なお、当該農地は農業振興地域内農用地区域でありましたが、令和2年8月31日付公示により農用地区域から除外されております。

次に、32ページをお開き願います。許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は記載のとおりです。5の用地選定の可否ですが、農業振興地域ですが農用地区域外であり、周知は畑、道路、宅地に囲まれ、小集団で生産力の低い農地であると判断されます。したがって、転用による周囲へ支障を及ぼすおそれがないと思われることから、許可できるものです。6の申請目的の確実性ですが、工事計画は令和2年10月から令和3年2月までとなっており、申請者は当該事業計画を金融機関からの借入金により確保する計画としており、住宅ローン会社から買取仮承認通知書の写しを頂いております。また、地権者からは建物敷地及び通路使用に対する同意をいただいております。計画に見合った資金の裏づけがあること、権利を有する者の同意を得ていることなど、目的実現の確実性はあると判断しました。

なお、現地調査は5月12日に農地利用最適化推進委員の佐々木喜道推進委員、小野寺則利推進委員にお願いして実施しており、お二人からは計画内容から見て、転用は問題なしとのご意見を頂戴しております。

33ページには現況図、34ページには配置図、35ページには平面図をそれぞれ添付しております。

以上で議案第4号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などありませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、工藤委員。

2番工藤委員 質疑ではないけれども、参考のために教えていただきたいです。この楽天銀行というのはどこにあるのですか。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 少々お待ちください。※※※※※※、住所は……申し訳ございません、住所の表記はございません。

2番工藤委員 住所はないのか。

八重樫副主幹 買取仮承認通知書を頂いておりますので。

佐々木事務局長 ネット銀行です。

佐藤主幹兼事務局長補佐 店舗を持たない銀行だと思います。今はネットでいろいろ貸し借りができまして、楽天だとか、あとイオンなんかでもたしかやっていたような気がしますけれども、それぞれ店舗を持たずにネットでのやり取りで貸し借りができる銀行が今出ていまして、それだと思います。

2番工藤委員 間違いないだろうな。

議長 10番、瀬川推進委員。

瀬川農地利用最適化推進委員 この現況図見ていたけれども、国道204といたらどこだ。国道となっているけれども、国道でない、これは。町道だ。

八重樫副主幹 455号で、底地の地番は204号です。

瀬川農地利用最適化推進委員 道路の名前。

八重樫副主幹 道路で、204番という番号がついているものです。

瀬川農地利用最適化推進委員 204番。

八重樫副主幹 登記簿の番号になります。

瀬川農地利用最適化推進委員 分かりました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議 長 次に、その他であります。

事務局の説明を求めます。

佐々木事務局長 事務局からでございますけれども、次回の総会日程です。10月20日 火曜日、午前10時から分庁舎第1会議室で開催を予定してございます。よろしくお願いたします。

以上です。

議 長 事務局からは以上であります。委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第3回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時35分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月24日

岩泉町農業委員会長

署名委員 4番

署名委員 5番